

これから人を増やす予定の企業様へ＝雇用促進税制のご紹介

前年より従業員を増やすなどの要件を満たした企業に対し、税金を優遇する制度が創設されました。
増加した従業員1人あたり最高20万円の法人税（または所得税）の税額控除がうけられます。

＜雇用促進税制の概要＞

平成23年8月 西遠労務協会

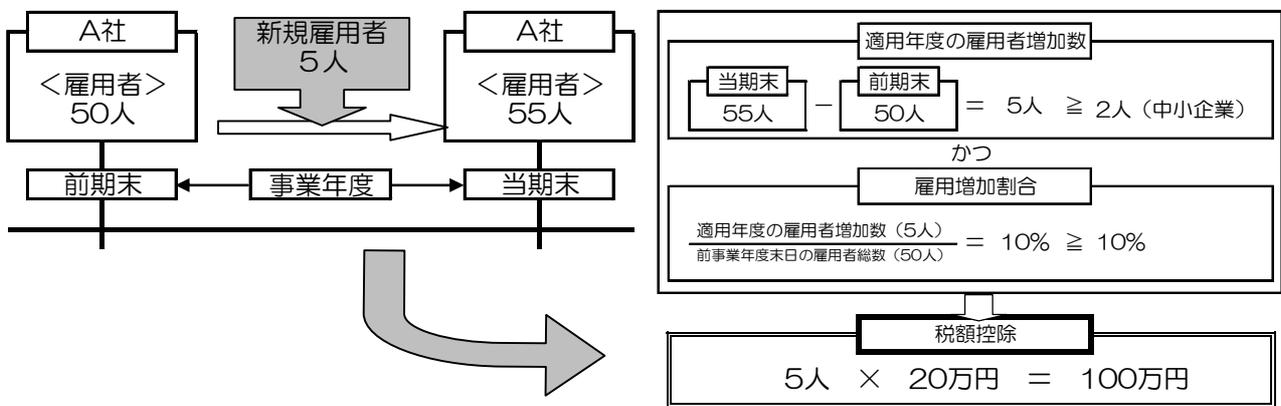
- ◆ 適用年度：H23.4.1～H26.3.31 までの期間内に始まるいずれかの事業年度
 （個人事業主は、H24.1.1～H26.12.31 までの各暦年）
- ◆ 要件：雇用者（雇用保険一般被保険者）増加数5人以上 かつ 雇用増加割合10%以上
 （中小企業は2人以上）

雇用保険一般被保険者とは

一週間の所定労働時間が20時間以上で、かつ、引き続き31日以上雇用見込みがある人（パート・アルバイト・契約社員を含む）

- ◆ 雇用増加割合：
$$\frac{\text{適用年度の雇用者増加数}}{\text{前事業年度末日の雇用者総数}}$$
- ◆ 優遇措置：雇用者増加数1人あたり最高20万円※の税額控除
※当期の法人税額の10%（中小企業は20%）が限度

従業員数50人の企業なら、5人新たに雇用することで、100万円の税額控除が受けられます



＜対象となる事業主の要件＞

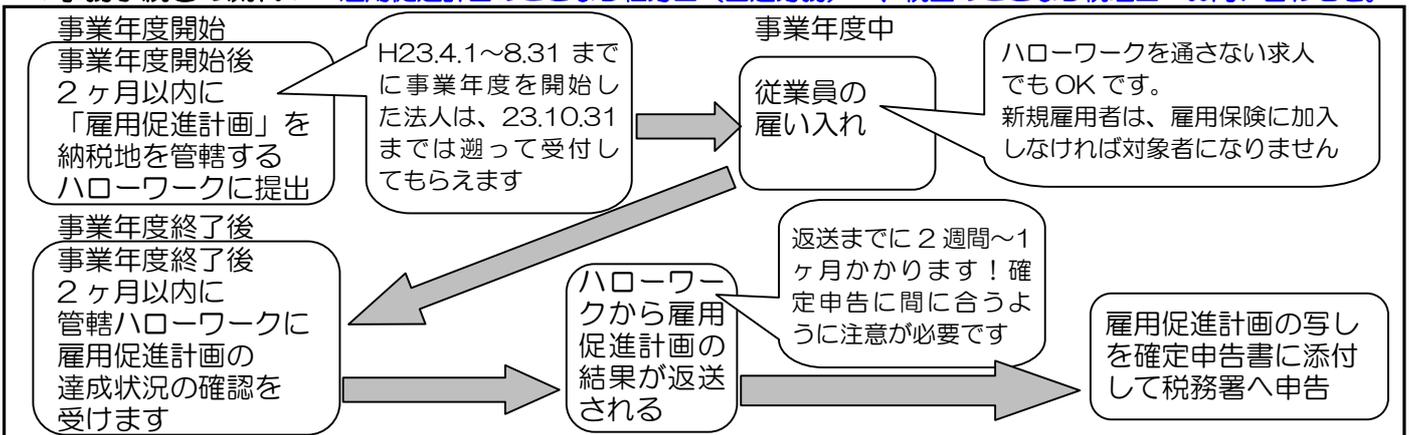
- ◆ 青色申告書を提出していること
- ◆ 適用年度とその前事業年度に、『事業主都合による離職者（解雇等）』がないこと
- ◆ 適用年度における給与の支払額が次の要件を満たすこと
 適用年度の給与等支給額 ≥ 前事業年度の給与等支給額 + （前事業年度の給与等の支給額 × 雇用増加割合 × 30%）
 ※役員に支払う給与・退職給与は除く

例：前期の給与等支給額が20000万円（50人）、当期の給与等支給額が21250万円（55人）とする
 前事業年度の給与額 × 雇用者増加割合 × 30% = 20000万円 × 5人 / 50人 × 30% = 600万円
 21250万円（当期） ≥ 20000万円 + 600万円 = 20600万円 → 条件を満たす

採用を検討する場合には、上記のような支給額の要件も考慮しておいた方がよいでしょう

- ◆ 風俗営業等を営む事業主ではないこと

＜事務手続きの流れ＞ 雇用促進計画のことなら社労士（西遠労務）へ、税金のことなら税理士へお問い合わせを。



社員増加＝固定費増加となり、雇用継続する限り負担が増えます。くれぐれも税金対策と人員計画を一緒に考えないようにしてください。